

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	健康福祉部社会福祉課	R8長社福 第000011号	地域福祉活動事業		長浜市	この事業は、福祉関係団体（高齢者、心身しょうがい者（児）、母子家庭等で組織する団体）が取り組む福祉活動に際し、大型バス・中型バス・小型バス・リフト付きバスといった福祉バスを運行することにより、地域福祉活動の推進とともに、自主的な社会活動の振興を図ることを目的とする。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	5,800,000円	長浜市湖北町速水2745 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会	長浜市地域福祉計画にもとづき、長浜市社会福祉協議会による福祉関係団体への支援を推進していくため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	健康福祉部社会福祉課	R8長社福 第000073号	長浜市重層的支援体制整備事業にかかる参加支援事業業務		長浜市	①参加支援コーディネーターの配置。 ②事業の利用が必要と思われる利用者の把握と、社会とのつながり作りに向けた支援。 ③利用者のニーズを踏まえたマッチングと支援メニューの策定。 ④利用者の定着支援と受け入れ先に対する支援。 ⑤重層的支援会議および支援会議への参画と支援プランの作成。 ⑥利用者の社会参加のために必要な支援の実施。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	4,474,800円	長浜市湖北町速水2745 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会	本事業は、本市が「地域共生社会」の実現を目指して行っている「重層的支援体制整備事業」にかかる事業の一つである。「重層的支援体制整備事業」では包括的相談支援・参加支援・地域づくり支援・多機関協働・アウトリーチ等を通じた継続支援の5つの事業を一体的に実施することとされている。長浜市社会福祉協議会は地域福祉活動計画を策定し、地域福祉コーディネーターを配置するなどし、地区福祉の会や地域づくり協議会の活動の活性化など、長年にわたって地域づくり支援を実施しており、こういった長浜市社会福祉協議会の取組と本事業が連動して実施されることの事業効果が期待されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
3	健康福祉部社会福祉課	R8長社福 第000075号	令和8年度長浜市学習支援事業業務		①高田教室（高田町12番34号） ②木之本教室（木之本町千田53番地） ③上記のほか、事業を適切に実施することができる と市長が認める場所	被保護者の属する世帯及び生活困窮者の属する世帯 における貧困の連鎖を防止するため、対象世帯の子 どもの学習習慣の定着及び確かな学力の育成を図る もの
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	4,000,000円	長浜市湖北町速水2745 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会	長浜市社会福祉協議会においては、当市の地域福祉 計画と理念を共有する「地域福祉活動計画」を策定 し、ボランティアセンターの設置、地域ごとにコー ディネーターを配置した福祉のまちづくりの推進な どの事業を展開しているところである。ついては、 「長浜市学習支援事業」の課題への対応を図り、事 業の効果を高めることが期待される最もふさわしい 相手方と言える。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	健康福祉部社会福祉課	R8長社福 第000094号	志でつながる支えあいの地域づくり事業		長浜市	住民に身近な圏域において、誰もが安心して生活を 維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共 助の取組みの活性化を図っていく。さらに、この共 助の取組みの活性化を生活困窮者をはじめ、支援が 必要な人と地域のつながりの確保に結び付けていく ことで、地域福祉の推進を図っていく。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	12,500,000円	長浜市湖北町速水2745 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会	長浜市社会福祉協議会においては、当市の地域福祉 計画と理念を共有する「地域福祉活動計画」を策定 し、地域ごとにコーディネーターを配置して福祉の まちづくりを推進している。また、生活福祉資金の 貸付についての相談や権利擁護事業等も行い、地域 住民に対する相談支援を行ってきた実績もある。以 上のことから「志でつながる支えあいの地域づくり 事業」と「多機関協働による包括的支援体制構築事 業」を委託し、両事業を連携させつつ進めていくた めの最もふさわしい相手方として、長浜市社会福祉 協議会を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号